平成２２年（フ）第９６号
岐阜県土岐市泉町大富1879番地の18
破産者　宮沢　美幸（旧姓米増）
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２２９号
岡山県高梁市備中町布賀32番地
破産者　岡本　輝久
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第８６２号
広島市安佐南区毘沙門台２丁目42番21号
破産者　株式会社ダイヒロ
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７号
香川県観音寺市栄田町甲55番地４
破産者　有限会社エムエーマート
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第３５８６号
札幌市中央区北２条東７丁目80番地26
破産者　株式会社北海道カーゴ
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６４８号
札幌市白石区菊水３条４丁目４番18号
破産者　其水堂金井印刷株式会社
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２７号
北海道旭川市七条通19丁目左９号
破産者　株式会社千葉組
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４２８号
北海道旭川市７条通19丁目左９号
破産者　被相続人亡千葉悦雄相続財産（開始決定時の表示千葉悦雄）
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４号
岩手県一関市真柴字中田185番地の51
破産者　合資会社フォレスト
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１３３号
埼玉県熊谷市葛和田3190番地２
破産者　有限会社エックサービス研究所
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５３号
新潟県燕市中島1212番地４
破産者　渡邉　　巖
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第７１１号
金沢市涌波１丁目19番19号
破産者　株式会社フェリスホーム
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成１９年（フ）第２６５号
静岡県富士市大淵2273番地の５　２Ｆ、前住所静岡県富士市中野830番地の12の２、前々住所静岡県富士市宮島1390番地の１、前々々住所静岡県富士市大淵72番地の12
破産者　安藤　幸志
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１７８９号
京都府八幡市八幡吉野垣内12番地の１
破産者　株式会社高信コーポレーション
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４１号
兵庫県加東市下鴨川字西山602番地の82
破産者　株式会社富島組興業
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第３０９号
岡山市北区大元上町14番29号
破産者　株式会社アースレゾナンス
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２１年（フ）第２７１号
宮崎県都城市菖蒲原町30号14番地
破産者　有限会社後藤設備サービス
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２０年（フ）第３３３号
宮崎県延岡市卸本町６番21号
破産者　合名会社久保田種苗園
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２４号
宮崎県延岡市北浦町市振1143番地
破産者　北辰建設有限会社
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２０号
長崎県対馬市厳原町今屋敷700番地１、開始決定時の住所長崎県対馬市厳原町天道茂529番地
破産者　犬丸　興生
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２１年（フ）第２７２号
宮崎県都城市祝吉町5011番地４
破産者　後藤　和典
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部